

建交労・京王新労組支援共闘ニュース

東京都江東区門前仲町1-20-3

TEL03-3820-8644

2018年10月20日

継続雇用地位確認裁判不当判決



生活保護以下の賃金を容認！直ちに控訴



定年後の再雇用において京王新労組組合員だけに希望してもバスの運転士として再雇用せず、車両清掃、一月10万円足らずの賃金での雇用で見せしめにしてきたことを巡る裁判言い渡されました。東京地裁民事19部の春名茂裁判長がとんでもない不当判決を出しました。

高齢者雇用安定法は無年金、無収入期間に対処するために希望する者だれでも継続雇用を義務付けたものです。この継続雇用を巡る他の裁判では賃金が75%もカットされる雇用しか提示しないのは違法との判決や、定年前と業務内容があまりにも異なり、社会通念上受け入れがたい仕事はもはや継続雇用ではないとして違法との判決も出さ

れています。

京王の雇用もバス運転士としての限定採用者に全く異なるバスの清掃を、それも定年前の3割にも満たない賃金です。これが無年金、無収入期間への対処した継続雇用といえないことは明らかです。

ところが東京地裁民事19部の春名茂裁判長はバス運転士として職種を限定して採用された原告らに「受け入れがたい」車両清掃で年収で賃金が定年前の30%にも満たない生活保護以下の賃金の雇用が「多様で柔軟な雇用」だとして容認したのです。一方、ほとんどの者を雇用する「継匠社員」という名の雇用は選別規定があるので高令法上の継続雇用ではなく、会社には人事権があるので選別してもいいのだというのです。

このとんでもない判決によれば企業に義務付けられた継続雇用は生活保護以下の月々10万円足らずの賃金で清掃業務を提示すれば義務を果たしたことになります。そうすると教師や看護師など資格を持ち採用した者たちも10万円足らず賃金で清掃業務を提示すればよいことになります。生活が成り立たなかったり、清掃業務が出来ない時は退職するしかなくなります。

定年後の雇用の安定のための雇用で生活ができないのであれば社会の貧困化が更にひどくなります。こんなとんでもない判決は社会的に許すわけにはいきません。判決後に開催した支援共闘幹事会で控訴して不当判決を覆すことを確認し10月2日に控訴しました。

9・20東京地評争議支援総行動

不当判決に負けず京王電鉄本社前に100人

不当判決当日に東京地評の秋の争議支援総行動が9月20日に展開され、京王新労組支援共闘会議もエントリー、夕刻のメイン行動で取り組まれ100名以上が参加し京王電鉄を包囲しました。

あいにくの雨となり、おまけに宣伝カーの配置で不手際がおこりマイクもないなかでも100人を超える仲間の大きな声で氣勢を上げました。

仲間を出迎えたのは東京うたごえ協議会の大熊氏によるギターの演奏と大きな歌声。主催者を代表して東京地表柴田副議長の挨拶から始まりました。そして支援共闘からは伊藤議長が参加者にお礼の挨拶と京王電鉄に対して争議の解決を迫りました。弁護団から吉田弁護士が不当判決の報告をしていただき、企業要請団の送り込みでは多摩川太鼓の演奏の中「がんばれ」の声援の中で京王電鉄本社へ入りました。

そして敗訴に負けず、春名茂裁判長のとんでもない判決を批判し社会的に包囲をと呼びかけ、当該佐々木委員長が決意表明しました。そして再び大熊氏の大きな声で「団結がんばろう」の全員合唱、当該藤山書記長の団結がんばろう三唱でしめくりました。

支援共闘判決報告交流会開催

争議支援総行動終了後に支援共闘は京王電鉄の施設である「京王クラブ」で報告交流会を開催しました。弁護団の多くも参加し山口弁護士から再び不当判決を批判して控訴して覆す決意を語っていただき、ここでも東京うたごえの大熊氏にギターと歌で不当判決を吹き飛ばそうと盛り上がりました。予想をはるかに上回る38名の参加でした。

中労委では調査が開かれ審問が決定！

12月25・27日証人尋問

伝えて来ましたように昨年、結審1年後に会社が提出した準備書面を巡って組合は猛反発し1年半以上中労委は空転しました。鎌田耕一公益委員の忌避を申し立てられたことに反省もなく、会社の準備書面を扱うこととしました。

組合は違法で不当な扱いであるが不本意ながら10月1日の調査を受け入れ、審問を求めました。結果、12月2

5日、27日両日に審問が開かれます。25日は10～12時で会社側証人尋問、27日は組合側佐々木委員長証人尋問です。

調査では弁護団から鎌田公益委員に対して、これまでの経緯を確認しましたが公益がその重大さをとらえずいたため猛抗議、「へらへら」するのは止めろと不誠実さをたしなめる場面もありました。そして、後出しじゃんけんの会社準備書面を扱うのは止めるよう強く主張しましたが、受け入れられずに審問で主張を明らかにすることとなりました。

そもそもこの会社準備書面は都労委での救済命令が出ている定年後の再雇用の一形態である「任用社員」について組合に提案し、履行したので救済の利益がなくなったというものです。「任用社員」について組合に提案は行ったものの佐々木委員長はじめ組合員の運転士としての再雇用を認めないものです。会社は都労委救済命令での「任用社員制度」ではなく不当な成績査定で排除する仕組みを持つ、名前は同じ「任用社員制度」ですが都労委が救済命令をだした「任用社員」とは異なるものを提案してきたのです。

そのため運転士として雇用が認められずに救済の利益はなくなっているのです。

支援共闘会議10・2京王電鉄本社前宣伝実施

10月4日に支援共闘会議は不当判決に負けずに電鉄本社前で宣伝行動に取り組みました。電鉄本社に対して勝つまで闘う決意を伝えて来ました。

